

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本医療製品物流管理協議会と称する。英文では **SPD Association** と表示し、略称を日本 **SPD** 協議会とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、医療材料・医薬品等の医療製品の物流管理業務（いわゆる **SPD** 業務）を通して、医療材料等の流通、在庫・消費管理、トレーサビリティ等に関する知識の普及、人材育成及び調査研究を行うとともに、コンセプトプランナーとして **SPD** 業務を通して病院経営等の改善に資するものとし、もって医療の向上に寄与することを目的とする。その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) **SPD**に関する調査研究事業
- (2) **SPD**に関する研究会・研修会等の開催
- (3) **SPD**に関する教育、人材育成及び資格認定事業
- (4) **SPD**に関する機関誌及び図書等の発行
- (5) 前各号に附帯する一切の業務

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第4条 当法人には次の **5** 種の会員を置く。このうち、法人会員及び個人会員を正会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 法人会員：当法人の目的に賛同して入会した法人格を有する団体
- (2) 個人会員：当法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 医療機関会員：当法人の目的に賛同して当会の活動を支援する医療機関
- (4) 医療機関個人会員：当法人の目的に賛同して当会の活動を支援する医療機関に所属する個人
- (5) 賛助会員：当法人の目的に賛同して当会の活動を支援する団体

2 当法人には次の **3** 種の準会員を置く。

- (1) 名誉会員：当法人の目的に賛同し医療業界に長年に亘り貢献した専門家、学識経験者などの個人
- (2) 特別会員：当法人の目的に賛同し医療機関、医療業界に精通した専門知識を有する資格を有する医師、看護師などの専門家、学識経験者などの個人
- (3) 関連事業団体会員：当法人と連携し、当法人の活動を後援する関連事業団体

(入会)

- 第5条 当法人は、当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。
- 2 当法人へ入会を希望する者は、当法人所定の書類を提出して理事長に申込みものとし、理事会の承認を得て入会することができるものとする。
 - 3 準会員については、社員の推薦に基づき理事会の承認を得て入会することができるものとする。

(入会金並びに会費等の不返還)

- 第10条 当法人を退会した会員又は除名等により会員資格を喪失した者は、既納の入会金、会費、その他経費等一切の資産については返還を受けられないものとする。

第3章 社員総会

(構成)

- 第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

- 第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

- 第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 役員

(役員)

- 第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長及び専務理事を置くことができる。
 - 3 当法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人は、理事会を置くものとする。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

第 6 章 基金

(基金の拠出等)

第 37 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第 41 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものと

する。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 46 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 5 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 47 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 : 笠原庸介 松本義久 中村崇
清水寿成 高崎万寿男 工藤正一 菊地 公明

設立時代表理事 : 笠原庸介

設立時監事 : 宮城辰也

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 48 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都目黒区東が丘一丁目 10 番 2 号

設立時社員 笠原庸介

住 所 新潟県長岡市本町二丁目 4 番地 21

設立時社員 株式会社サン・システム
代表取締役社長 岩崎清隆

以上、一般社団法人日本医療製品物流管理協議会設立のため、下記設立時社員 2 名の定款作成代理人である司法書士萩原義春は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 29 年 10 月 26 日

設立時社員 笠原庸介

設立時社員 株式会社サン・システム 代表取締役社長 岩崎清隆

定款作成代理人

東京都千代田区九段北三丁目 2 番 6 号 リード東京ビル 6 階

司法書士 萩原 義春